

平成28年分 年末調整の注意点

注目トピックス

01 | 平成28年分年末調整の注意点

年末調整の時期が近づいてきました。基本的な方法はこれまでと変わりませんが、平成28年分から改正となっている部分もあります。

特集

02 | 小規模企業共済制度の活用

小規模企業の経営者の退職後の生活資金を積み立てる制度として中小企業共済制度があります。平成22年度以降改正が相次いでおり、利便性が高まっています。

03 | 新創業融資制度について

独立前及び独立直後の起業家に対する融資として「新創業融資制度」というものがあります。「新創業融資制度」は、政府系金融機関である日本政策金融公庫の提供するサービスです。

話題のビジネス書をナメ読み

04 | 「言葉にできる」は武器になる。

(日本経済新聞出版社)

「バイトするなら、タウンワーク。」「世界は誰かの仕事でできている。」などで有名なコピーライターが伝授する、あらゆるシーンに活用できる言葉と思考を磨く教科書です。仕事、私生活問わずどんな場面でも使える

「意志を言葉に込める技術」を解説しています。



平成 28 年分 年末調整の注意点

年末調整の時期が近づいてきました。基本的な方法はこれまでと変わりませんが、平成 28 年分から改正となっている部分もあります。

はじめに

年末調整の時期が近づいてきました。基本的な方法はこれまでと変わりませんが、平成 28 年分から改正となっている部分もあります。

ここでは、平成 28 年分の年末調整における注意点を解説します。

通勤手当の非課税限度額

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が月 10 万円から 15 万円に引き上げられました。ただし、この改正が行われたのは平成 28 年 4 月です。

4 月の改正前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税等の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算する必要があります。

ただし、既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続きは不要です。通勤手当として月 10 万円以上支払われている者に限定されるので、この改正の適用対象者はそれほど多くないであろうと考えられます。

国外に居住する親族に係る 扶養控除等の適用

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、非居住者である親族について扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出する必要があります。

平成 28 年分から、給与等の源泉徴収において、国外に居

住する親族について扶養控除等の適用を受ける者は、その適用を受ける旨を給与所得者の扶養控除等申告書に記載した上で、その申告書に「親族関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出しなければなりません。

「親族関係書類」とは、その親族のパスポートのコピーなど国外に居住する親族がその給与所得者の親族であることを証明できるものを指します。

また、年末調整において、国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける者は、給与所得者の扶養控除等申告書に「送金関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出しなければなりません。

「送金関係書類」とは、金融機関の書類で、その金融機関が行う為替取引によりその給与所得者から国外に居住する親族に支払をしたことを明らかにする書類など、国外に居住する親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを必要の都度、各人に行ったことを証明できるものを指します。

こちらの改正も国外に居住する親族がいる者に限定されるものなので、適用対象者は限られると思います。

平成 28 年分の年末調整における改正点は、通勤手当の非課税限度額、国外に居住する親族に係る扶養控除等の 2 点です。

これら以外は平成 27 年分の年末調整と特に変わらない手続きとなります。

平成 28 年分年末調整についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。

小規模企業共済制度の活用

小規模企業の経営者の退職後の生活資金を積み立てる制度として中小企業共済制度があります。平成 22 年度以降改正が相次いでおり、利便性が高まっています。

はじめに

小規模企業の経営者の退職後の生活資金を積み立てる制度として中小企業共済制度があります。平成 22 年度以降改正が相次いでおり、利便性が高まっています。ここでは、中小企業共済制度について解説します。

小規模企業共済制度とは

小規模企業共済制度は、小規模企業共済法に基づく制度で、昭和 40 年に創設されました。

小規模企業の経営者や共同経営者、会社の役員等が退職後の生活の安定や事業再建を図るため、将来必要となる準備資金を積み立てる制度です。

いわゆる「経営者の退職金制度」とも呼ばれています。平成 28 年 3 月末時点の加入者数は前年同期比 3.4 万人増の 128.3 万人と増加傾向にあります。

建設業や製造業、宿泊業や娯楽業を営む場合には常時使用する従業員数が 20 名以下、卸売業や小売業を営む場合には常時使用する従業員数が 5 人以下という小規模な事業を行う経営者や個人事業主が加入対象者となります。

毎月の掛金は 1,000 円から 7 万円までの範囲（500 円単位）で自由に選ぶことができます。

また、年払いや半年払いにすることも可能です。さらに、翌年分の掛金についても前納することができます。

税制上の優遇措置も

納付した掛金は、小規模企業共済掛金控除として、全額所得控除することができます。

また、将来受け取る共済金等については、一括で受け取る場合は退職所得として取り扱われ、分割で受け取る場合は

公的年金等の雑所得の取扱いとなります。退職金や年金については、税制上の優遇を受けているため、支払った時にも受け取った時にも税制上のメリットを受けることができるのです。

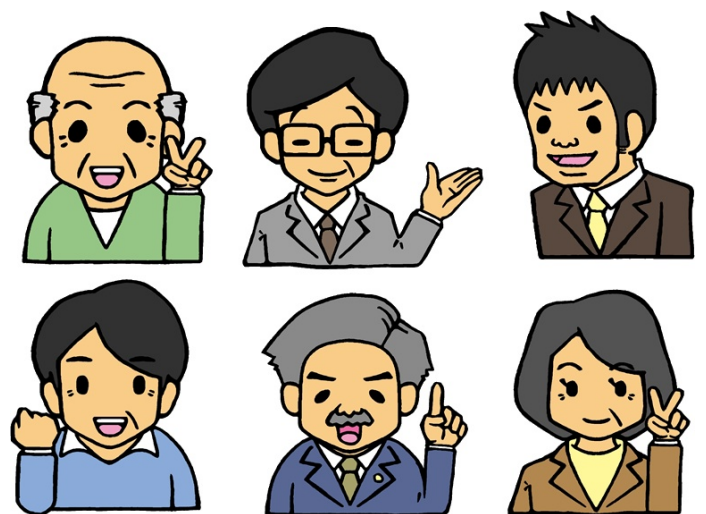
最近の改正項目

平成 26 年度改正では、宿泊業・娯楽業の対象範囲が常時使用する従業員数 20 人以下に広がりました（改正前は 5 人以下）。

平成 27 年度改正では、将来支払われる共済事由の見直しが行われ、平成 28 年 4 月 1 日以降に「配偶者又は子に事業を全部譲渡した場合」や「役員を退任した場合」には、共済事由の引上げにより受給額が増えることとなりました。

また、毎月の掛金を減額する場合には「事業経営の著しい悪化」などの条件を満たす必要がありましたが、改正後は都合に合わせて減額ができるようになりました。

小規模企業共済制度についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。



新創業融資制度について

独立前及び独立直後の起業家に対する融資として「新創業融資制度」というものがあります。「新創業融資制度」は、政府系金融機関である日本政策金融公庫の提供するサービスです。

はじめに

独立前及び独立直後の起業家に対する融資として「新創業融資制度」というものがあります。

「新創業融資制度」は、政府系金融機関である日本政策金融公庫の提供するサービスです。ここでは、「新創業融資制度」について解説します。

政府系金融機関による融資制度

独立起業後の経営者が最も頭を悩ますのが資金繰りの問題です。自己資金だけで事業を行うことができればベストかもしれませんが、なかなかそういうわけにはいきません。

また、独立起業直後というのは信用がなく、民間の金融機関から融資を受けることも困難です。

このような場合に頼りになるのが日本政策金融公庫です。日本政策金融公庫は政府系の金融機関であるため、経済政策の一環として、起業家をサポートするための融資制度を充実させています。

その中でも、「新創業融資制度」は、これから新しく事業を始める人や事業を開始して間もない人にとってとても使い勝手の良い融資制度です。

新創業融資制度では、法人でも個人事業主でも、最大3,000万円までの融資を受けられる可能性があります。

無担保・無保証人での融資

まず、民間の銀行は、貸倒れのリスクを恐れて信用力のない設立間もない企業への融資には消極的です。

しかし、日本政策金融公庫は、政府系金融機関として、新しい産業を生み、育てることが目的であるため、企業の成

長性を重視して積極的に融資を行ってくれます。

また、民間の銀行で行われる融資は、経営者が連帯保証人になることが通常です。もし会社が借入金を返済できずに倒産する場合、連帯保証人となった経営者自身も自己破産に追い込まれてしまうようなケースもあります。

しかし、新創業融資は、無担保無保証、連帯保証人不要のため、経営者にとって非常に有利な制度となっているのです。

スピード感のある対応

民間の銀行での融資の場合、申込みから実際の融資が行われるまでの間に2か月以上かかることが多いです。しかし、新創業融資制度では、融資実行までの期間が約1か月程度と短く、素早い事業展開への対応が可能となります。

飲食業など店舗を借りなければならないビジネスでは、事業開始時に店舗の保証金等に充てるため多額の資金が必要となりますが、新創業融資を受けることによって資金調達を素早く行うことができます。

新創業融資制度についてのご相談は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。



「言葉にできる」は 武器になる。

梅田 悟司 著

単行本：256 ページ

出版：日本経済新聞出版社

価格：1,500 円（税抜）

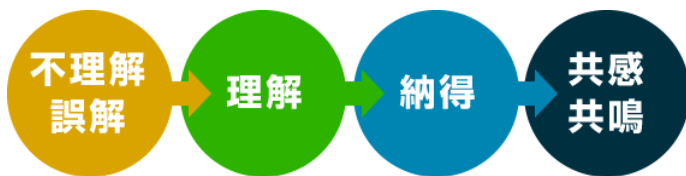
はじめに

缶コーヒーのジョージアの「世界は誰かの仕事でできている。」や求人雑誌タウンワークの「バイトするなら、タウンワーク。」などで有名なコピーライターが伝授する、あらゆるシーンに活用できる言葉と思考を磨く教科書です。仕事、私生活問わずどんな場面でも使える「意志を言葉に込める技術」を解説しています。

言葉で評価される時代

「言葉」というと、話す言葉、書く言葉、聞く言葉、更にパソコンやスマートフォンで入力する言葉などさまざまです。

最近では絵文字や写真、スタンプなどで気持ちを伝えることも多くなっていますが、「伝えよう」と思ってどんなに言葉を尽くしても、実は「伝わっていなかった」または「伝わりきっていなかった」という問題が多々発生しています。



人に言葉が伝わったレベルを細分化すると上図のように表されると筆者は解説していますが、その中で伝える上で重要なのは「話の上手さではない」と断言しています。

言葉少なであったり、決して流暢でなくとも、「この人の話していることは信用できる」「妙に惹かれる」と思われることもある。そのため、言葉の技術だけが伝わり方や心の響き方に影響を与えているわけではないと言えよう。

「内なる言葉」の存在

本書でもっとも重要視されているキーワードが「内なる言

葉」です。これは精神論的な意味ではなく、端的に説明すると「あまり意識はしていないけれど、何となく頭の中で行っている自分との対話」のことです。

筆者は伝わる言葉を使えるようになるためにはスキルとしての文章術では限界があると説明しています。



この3点に気づいてからは、スキルに頼り、急激に言葉やコミュニケーション力を上達させたいといった幻想を持つことをやめた。その代わりに「そもそも言葉とは何なのだろうか？」という本質的な課題に向き合うようになった。そして、1つのシンプルな結論に達したのだ。「言葉が意見を伝える道具であるとするならば、まず意見を育てる必要がある」

相手の言葉に反応するための言葉や周囲を巻き込もうとする言葉が「外に向かう言葉」ならば、筆者のいう「意見を育てる」というのは「内なる言葉」を意識するということだといえるでしょう。

最後は「言葉にできる」が武器になる

「内なる言葉」を意識するためにできる最も簡単な方法は、たとえば「楽しいこと」が起きた時に「楽しい」とひと括りに流すのではなく、頭の中に浮かぶ複雑な思いひとつひとつを言葉として認識するだけで「共感・共鳴」される言葉づくりが飛躍的に向上すると筆者は説明しています。

本書では「内なる言葉」の解説は第一章でなされ、その後「正しく考えを深める方法（第二章）」、そしてそれを「言葉にするプロセス（第三章）」が具体的な方法で分かりやすく書かれています。人にきちんと考えを伝えたいすべての人にオススメの一冊です。